

第2回福岡県性暴力対策会議（書面開催）等における意見とその対応

議題（1）性暴力根絶に向けた対応指針（案）について

ページ 行数	意見	対応
P1 18行目	・性暴力は、親子・きょうだいの間でも起こり得ることを追加してはどうか。	・内閣府男女共同参画局の「性犯罪・性暴力とは」における「身近な人や夫婦・恋人の間でも起こる」という記載を基に作成している。 ・親子・きょうだいは「身近な人」という表現に包括されると考えられるため、原案のとおりとする。
P1 22行目	・「周囲の人」という表現が唐突でやや違和感がある。文言の出典はどこか。	・「周囲の人」という表現は、現行の指針を基としている。 ・分かりやすい表現とするため、性暴力被害者等に対する医療費公費支出要領を踏まえ「その家族等」と修正する。
P1 24行目	・性暴力の背景にあるジェンダーバイアスや性差別について、今回の指針では説明がないため、指針及び指針解説に追加すべきではないか。 ・アドバイザー派遣制度のテキストにも「男らしさ」「女らしさ」について触れられており、指針においてその根拠の説明がないのは一貫性に欠ける。	・意見を踏まえ追記する。 ・指針解説P2に「(4) 性差別意識について」を追記する。
P1 25行目	・5（1）と同様に「性暴力の発生予防」もしくは「性暴力防止」といった文言を追加してはどうか。	・「4 各主体の責務」に記載している内容は「性暴力の発生予防」「性暴力防止」以外の要素（性暴力被害者支援）も含まれていることから、原案のとおりとする。
P2 47行目	・性暴力の根絶に向けて、対応指針に具体的な方策を定めた趣旨を没却しないため、具体的な施策の検討が必要ではないか。 【例】 ① スポーツイベント主催者への周知徹底をどうするかをより具体的に考えて、会場運営に必要なチェックリストを作成して主催者に配布する。 ② 学校内の性暴力対応なら、学校内で性暴力が起きた時の対応マニュアル	・①については、当指針及び指針解説を周知することにより対応する。 なお、具体的な対応については、各施設等の状況により異なると考えられることから、チェックリストの作成は難しいと考える。 ・②については、「性暴力対策会議性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会」において定期的な見直しなどを検討する。

	と併せて、定期的にマニュアル内容のチェックを行ったり、教職員への研修実施を促したりする。	
P2 50行目	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達の段階に応じた」という文言はあるが、未熟な子どもたちが露骨な性的画像に容易にアクセスできる現状を鑑み、子どもたちに特化した文言が加えられても良いのではないか。 【例】 ①子どもたちが、発達段階に不相応な性的刺激に不用意に触れることがないように、周囲の大人は最大限の配慮をすること。 ②子どもたちに、性暴力は犯罪であり、処罰される場合もあると教えること。 ③子どもたちに、性暴力とは何か（プライベートゾーンを見ること、見せること、プライベートゾーンに触れること、触れさせること等）を、具体的に分かりやすく教えること。 ④子どもたちに、被害者に責任は全くない、悪くない（同意・不同意は問われない）と教えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的内容となるため、指針本文に記載することは適当ではないと考えられることから、指針解説等において対応する。 ・①については、指針解説P8「未然予防について」に「フィルタリングの設定等」の対応を追記する。 ・②については、性暴力対策対応アドバイザー派遣事業の教材で取り扱うかについて「性暴力対策会議性暴力対策アドバイザー派遣制度に関する専門委員会」で検討する。 ・③及び④については、性暴力対策アドバイザー派遣事業における使用教材において対応済。
P2 52行目	<ul style="list-style-type: none"> ・「県、市町村及び事業者は、『その他』性暴力根絶に関する研修を実施する」とあるが、その他が何を指しているかが分かりにくいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえ削除する。
P2 73行目	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力根絶に向けた取組が実際にどの程度効果を上げているかを把握するために、時折、調査等を実施し、発生予防や被害者支援の有効性を分析することが重要であると考えます。 ・この調査結果に基づき、研修・教育活動、環境整備などの取組が実際に有効であるかを検証し、必要に応じて対策の見直しや改善を行うことを指針に示してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえ「5（4）その他」に追記する。

議題（２）性暴力根絶に向けた対応指針解説（案）について

ページ	意見	対応
P 2 (2)性暴力となる具体的な行為の例	<ul style="list-style-type: none"> ・「同意のない、体への接触」とあるが、学校においては、教師が児童生徒に接触せざるを得ない場面が多数あるため、文部科学省の指針を参考に、可能であれば注意書き等を加えることができないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえ注釈を記載する。
P 2 (2)性暴力となる具体的な行為の例	<ul style="list-style-type: none"> ・盗撮における「性的な意図をもって」いるかはどのように判断するのかなど、懸念される事態を想定した内容を記載する必要があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性的な意図をもって」の判断は、場所や状況によって異なるが、考えられる対応の例をP 1 1「(2)いわゆる「アスリート盗撮」への対応について」に追記する。
P 8 【参考】学校における性暴力事案対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた子どもへの対応について、現状では学校の対応が十分ではないケースが多い。 ・「学校における性暴力事案対応マニュアル」を【参考】として紹介するだけでなく、「学校における性暴力事案対応マニュアル」をベースに、被害を早急に察知し、危機対応と児童生徒への支援を両輪に対応していく必要がある旨を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえ、マニュアルの紹介文を追記する。 ・なお、当マニュアルは学校の対応の参考となるよう作成したものであるため、その旨の記載とする。
指針解説 P 1 1 (1)性暴力全般の対応について (指針P 2 6 0行目)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後デイサービス、塾、習い事などでの被害が多発しており環境整備が喫緊の課題であることから、追記すべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のような民間教育保育等事業者は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」において、児童対象性暴力等の防止に努めるものとされている。現在、施行に向けた準備が進められていることを踏まえ、国の動向を把握し、今後の対応を検討したい。